

九州大谷短期大学同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、九州大谷短期大学同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の連係と親睦を深め、九州大谷短期大学（以下本学という）と会員との関係を密接にし、本学の発展に寄与することを目的とする。

(本 部)

第3条 本会は、本部を福岡県筑後市蔵敷495-1 九州大谷短期大学内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。ただし、第2項に関する規程は別にこれを定める。

1. 会報及び会員名簿の発行
2. 本学在学学生奨学金制度
3. 講演会、研修会その他の集会の開催
4. 本学の発展を助けるための事業
5. 会員相互の連携と親睦をはかるための事業
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(支 部)

第5条 本会は、必要な地区に支部を置くことができる。

- 2 支部に関する規定は別にこれを定める。

(会 員)

第6条 本会の会員及び資格は次のとおりとする。

1. 通常会員 本学の卒業生
2. 在学生会員 本学に在籍している者。
3. 特別会員 1.2.以外の本学教職員並びに旧教職員。

(会 費)

第7条 会費は次のとおりとする。

1. 入会金 4,000円
2. 会 費 20,000円 (終身会費)

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 会 長 1名
3. 副 会 長 2名以内
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2名以内

(名誉会長)

第9条 名誉会長は、本学学長とする。

(役員を選出方法)

第10条 会長及び副会長は、理事会の推薦に基づき、総会の議を経て決定する。

- 2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を行う。
- 3 会長、副会長、理事は理事会に参加し、会務を審議処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。但し再任を妨げない。

- 1 会長、副会長、及び理事、監事 2年
- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第14条 総会は毎年1回開催する。

- 2 総会の開催日時は、会報等において通知する。
- 3 理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

(総会の召集)

第15条 総会は会長が召集する。

(総会議長)

第16条 総会の議長は、出席者の互選によって決する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会議案)

第18条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 会則の変更
- 2 年度事業計画及び収支予算
- 3 年度事業報告及び収支決算
- 4 その他、理事会において必要と認める重要事項

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じ会長が召集する。

- 2 理事会の議長には、会長が当たる。
- 3 理事は書面により議決に加わることができる。
- 4 理事会の開催には半数以上の役員の出席を必要とし、議決は出席者の過半数で行う。

(理事会議案)

第20条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 1 総会に提出する議案
- 2 その他会務の執行に関する重要事項

(委員会・審議会)

第21条 本会は、第4条に規定する事業の円滑な運営をはかるため、必要な委員会・審議会を置くことができる。

(会 計)

第 22 条 本会の経費は、次の収入をもって支弁する。

- 1 会費
- 2 寄付金、その他の収入

第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事務局)

第 24 条 本会の事務を処理するため、本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び幹事若干名を置き、事務局長は本学の事務局長が当り、幹事は本学職員の中から会長が委嘱する。

附 則

- 1 この会則は昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年 4 月 1 日 一部改正
- 3 平成 7 年 4 月 1 日 一部改正
- 4 平成 1 7 年 6 月 2 5 日 一部改正